

## おねがい

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことにより、面会については、仕切りを設けない面会室での要件を満たした場合、同面会室での面会を実施することとします。

なお、上記面会時は、身体接触及び物品等の授受は行わないで下さい。

また、面会を希望される方については、検温、手指消毒及びマスク着用は特に義務付けないものの、発熱、咳及び倦怠感などの風邪症状と認められた方につきましては、面会をお断りする場合がありますので、御理解・御協力をよろしくお願いします。

島根あさひ社会復帰促進センター